

四日市市税条例第34条の7に係る寄附金税額控除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 5月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第57号

四日市市税条例第34条の7に係る寄附金税額控除に関する規則の一部を改正する規則

四日市市税条例第34条の7に係る寄附金税額控除に関する規則（平成21年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（控除対象寄附金の指定）</p> <p>第2条 条例第34条の7第1項第2号オに規定する規則で定める寄附金とは、同号本文に定める寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>三重県県税条例(昭和25年三重県条例第37号)第25条の2第3号ホ</u>に該当し、<u>三重県県税条例施行規則</u>（昭和34年三重県規則第48号。以下「県規則」という。）第24条の2第5項及び第24条の3第2項に規定する告示をされたもの。ただし、県規則第24条の4の規定により、三重県知事の指定の効力を失ったものを除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（控除対象寄附金の指定）</p> <p>第2条 条例第34条の7第1項第2号オに規定する規則で定める寄附金とは、同号本文に定める寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>県条例第25条の2第3号ホ</u>に該当し、<u>三重県税条例施行規則</u>（昭和34年三重県規則第48号。以下「県規則」という。）第24条の2第5項及び第24条の3第2項に規定する告示をされたもの。ただし、県規則第24条の4の規定により、三重県知事の指定の効力を失ったものを除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財政經營部市民税課)